



内閣府

プレスリリース

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成25年10月18日
内閣府消費者委員会事務局

平成25年4月22日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成25年6月28日の第13回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、本日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第13回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・ 食事と一緒に十六茶 W
2. 上記品目については、本日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成25年10月18日付けで答申を行った品目

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担当：山岸・中島

電話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989

(1)平成25年4月22日付け消食表第108号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	食事と一緒に十六茶W	アサヒ飲料株式会社	本品は食物繊維(難消化性デキストリン)のはたらきにより、食後の糖の吸収と食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方や血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。